

●香川県告示第445号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年10月21日
- 3 指定道路の位置 観音寺市出作町字西側253番及び255番3
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.26メートル  
延長 42.21メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。